

「願事録初編 文化6年(1809)」(徳山毛利家文庫「願事録」23)



ツタエル・ツタワル ②

個々の記録情報をつなぐ

《記録情報をつなぐこと》

藩で作成される記録類にはそれぞれ個別の役割があり、記述される事項も決まっています。徳山藩を例にとれば、「御居間日記」は徳山藩主の身の回りで起こったできごとを記し、「大令録」は、「遵奉すべき令達、または賞罰その他の重要な事項」(『徳山市史』上巻)をとりまとめたものです。こうしたことは、徳山藩に限らず、どの藩においても同様だったことでしょう。

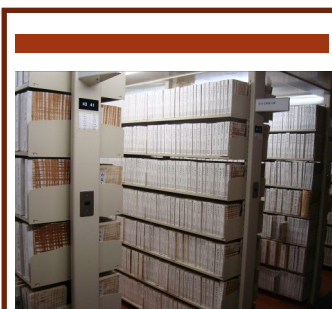
徳山藩は表高(おもてだか：名目上の所領高3万石(正徳6年〔1716〕までは4.5万石。天保7年〔1736〕城主格になり4万石余)の藩で、その規模は決して大きくはありません。しかし、藩は多数の家臣を抱え、その領域には多くの人々が生活しており、人々の営みは様々であったはずで、そうしたできごとのうち、関係する記録のすべてに同じことを記すことは効率的ではなく、ひとつの記録に詳述し、他にはその記録を見るよう導く方法を採用すれば、煩を避けることができます。以下、その具体例を紹介しましょう。

《注記でつなぐ》

前出「御居間日記」明和6年(1769)2月5日条(徳山毛利家文庫「御居間日記」251)に、徳山を訪れていた萩藩からの使者・宮木八郎右衛門に対する応接について、「…八郎右衛門御表江罷下り、小書院二而御料理被下之、委細御表日記二有之爰略之」とあります。「御表日記」に詳細があるのでここでは省略する、とのこと。「御表日記」をタイトルに持つものは徳山毛利家文庫にはないのですが、「表」の日記に該当する「御蔵本日記」(徳山毛利家文庫「御蔵本日記」494)や「御居間日記」(同「御居間日記」350)をひもとくと、応接の様子が一段と詳しく記されています。

また、「御手紙控」(別名「常令録」という記録を見てみましょう。「御手紙控」は、徳山藩当役や兩人役からの指示などをまとめた記録類です。

「御手紙控」寛政11年(1799)5月23日(「御書出控」236)に、「右別紙八御書出控二有之故爰二不記之」との朱書きが



徳山毛利家文庫

徳山藩の藩政文書である徳山毛利家文庫は、現在、19,000点余を公開しています。

日記をはじめ、未加工の記録が豊富に残されており、まだまだ新たな発見が期待できる文書群です。

また平成19年(2007)からは、一紙物の公開を順次はじめています。既に閲覧・利用に供している簿冊形態の文書とあわせて御利用ください。

あります。本文は「別紙」を関係者へ伝えるようにとの指示があるのですが、その「別紙」は「御書出控」にあるというのです。

そこで「御書出控」(別名「大令録」)同日条を見ると、別紙の内容が、大殿様(7代藩主就馴)の富田の仮御殿普請に関することだったことがわかります(「御書出控」53)。

こうすることで複数の記録に同じ内容を記録する必要がなくなります。一方で、今日、私達が資料として記録を調べる場合には、双方の記録を見た上で内容を判断する必要が出てきます。

《番号でつなぐ》

前頁上の写真は、徳山毛利家文庫の「願事録」という資料です。「願事」とあるように、藩内各階層からの願書をとりまとめたもので、寛政4年以前の「古願事録」と、それ以降とに分けられ、寛政4年以後は願いや伺いの提出者ごとに簿冊を分け、初編は家臣、二編は地方・町方、三編は寺社、四編は藩外となっています。

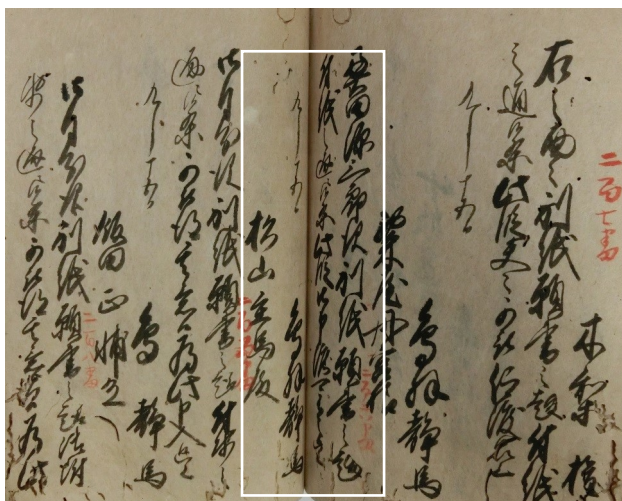
四角で囲った部分が1通の願書です。奥田源三郎が

組頭である杉山主馬に対し、射術稽古のため、萩藩士・岩崎九兵衛の許へ出向くため、30日間の暇を願い出たものです(文化6年〔1809〕9月10日)。破線四角で囲った部分はそれへの藩からの回答で、9月15日付けで「如願被差許候」とあり、5日後には希望通り許可されています。

さて右上には「二百六番」と朱書きで番号が付されています(丸で囲んでいる部分)。この番号は何でしょうか。

その答えを見つけるため、今度は徳山毛利家文庫の「御手紙控」をひもといてみましょう。

下の写真は、「御手紙控」文化6年9月15日の記事です。内容は、奥田源三郎の願書の事情は付紙(書面の上下などに切った紙を貼り、簡便に指示内容を伝えるもの)のとおりであるので、そのことを本人に伝えなさい、というものです。指示は当役の鳥羽静馬から杉山主馬に出されています(杉山は前述のとおり奥田の組頭です)。右下には「二百六番」の文字があります(やはり朱書きです)。つまり、「願事録」に願書の書面と藩の回答、「御手紙控」にそれについての指示(を出した証)が記され、同じ番号を与えて相互に関係性を持たせているのです。



徳山毛利家文庫「御手紙控」271 文化6年7月～9月

二百六番 (朱書)
 (憲政)
 奥田源三郎儀、別紙願書之趣
 付紙之通ニ候条、此段御申渡可有之候、以上、
 (文化6年)
 九月十五日 鳥羽静馬 (嗣茂)
 (寿布)
 杉山主馬殿

(表面資料翻刻)
 奉願候事、
 二百六番(朱書)
 私儀、為射術稽古萩御
 家来岩崎九兵衛方江罷越度
 奉存候、先方三十日之
 ※
 御暇被下置候様奉願候、
 此段宜御執成奉頼候、已上、
 九月十日 奥田源三郎
 杉山主馬殿
 ※(破線囲い部分)
 如願被差許候、
 己巳九月十五日

鳥羽静馬：当役
 杉山主馬：中小性組頭
 奥田源三郎：中小性組(40石)